

# 広告掲出仕様書

## ◆概要

名称	南区保健福祉センター壁面広告
掲出場所 (位置図等参照)	南区保健福祉センター庁舎壁面(所在地:福岡市南区塩原3-25-3)
掲出内容	壁面広告の掲出
掲出期間	令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水) ※特段の事情がない限り、令和10年3月31日まで更新可能とする。 ※製作及び取付・撤去作業については、全て掲出期間内に行ってください。 なお、作業は、施設運営に支障が無いように実施していただく必要がありますので、日程について事前に必ずご相談ください。その結果、作業日数及び実際に広告の掲出が可能な日数が上記の期間より短くなる可能性がありますので、ご了承ください。
利用者数	約15万8千人(令和6年度南区市民課来客数)
セールスポイント	南区保健福祉センターは、南区役所の正面、水道局南営業所の隣に位置している。掲載場所は、南区役所出入口の正面に位置しており、区役所や保健福祉センター、水道局を利用する多数の来庁者の目に留まり、広告効果が期待できる。
既掲出広告	・本館壁面に今回の公募対象外である既掲出広告あり(南区役所本館壁面広告その1)。 ・本館壁面に別途公募を行っている既掲出広告あり(南区役所本館壁面広告その2、その3)。
担当部署	南区総務部総務課

## ◆広告の規格等について

広告のサイズ	・ <u>広告スペース:縦 1.7m × 横 7.0m × 1枠</u> ※広告枠内に広告である旨をわかりやすく表記してください。 ※広告掲出物のサイズ・掲出方法などは、広告スペース内であれば原則自由ですが、必ず事前にご相談ください。 ※広告に関する問合せ先として、広告代理店名と連絡先を広告スペースと別に掲出してください。 ※広告スペースや広告に関する問合せ先のサイズ・素材については、広告の製作前に確認をお願いします。
製作及び 取付・撤去作業	広告代理店負担 ※パネル看板の場合は、撤去後に空けた穴を埋める等の修復をしてください。 ※シート広告の場合は、取付は剥離式シートを使用する等、撤去後に跡が残らないようにしてください。
広告掲出基準	・ 外観を損なわないデザインであること。 その他については、福岡市広告事業実施要綱、福岡市広告事業実施要領、福岡市屋外広告物条例に準じます。 ※業者選定後、行政財産目的外使用に係る許可申請及び屋外広告物に係る許可申請が必要になります。 ※広告掲出前に、福岡市担当課による事前審査が必要です。

その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告内容などについては、広告代理店と別途協議を行います。 ※水の販売に関することや浄水器の広告は掲載できません。</li> <li>・ 屋外広告物掲出の許可申請は広告代理店側で行い、その結果を南区総務課に提出してください。</li> </ul>
-----	---

◆申込方法

申込対象	広告代理店
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告申込書に押印の上、下記まで郵送又は持参して下さい。</li> <li>・ 福岡市競争入札参加有資格者（以下、「福岡市登録業者」という。）は、登録番号を記入してください。福岡市登録業者は、添付書類の提出は不要です。</li> <li>・ 福岡市登録業者以外の方は、添付書類として、印鑑証明書（提出日前3か月以内に発行された原本）、登記事項証明書（提出日前3か月以内に発行された原本）、会社概要、直近の決算書、別添の調査同意書を同時に提出してください。ただし、今年度中に福岡市が行った他の広告公募にお申込の際に提出済の場合、添付書類の再提出は不要です。</li> </ul> <p>※福岡市登録業者以外の方で、福岡市内に本店又は支店、営業所等を有していない場合は、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるもの（提出日前3か月以内に発行された原本）も併せて提出してください。</p> <p>ア 直接持参の場合 下記申込先に、直接持参してください。</p> <p>イ 郵送の場合 (1) 郵送は、配達記録が残るよう次の方法により行うこと。  <ul style="list-style-type: none"> <li>i 郵便局による一般書留、簡易書留又はレターパックプラス（レターパックライトは不可）</li> <li>ii 総務省の認可を受けた特定信書便事業者が行う信書便で、かつ福岡市の受領印又は署名により確実に届いたことが証明できるもの</li> </ul> (2) 応募書類を封入する封筒には、案件名及び「応募書類等在中」の旨を朱書きすること。</p> <p>※電子メールでの提出はできません。</p>
広告料金	<p>最低予定価格：年額 427,000 円（税込）</p> <p>広告料金は、広告代理店から福岡市にお支払いいただく年間の金額（税込）で、製作費などは含まれません。</p> <p>※行政財産目的外使用料を含みます。</p> <p>※別途、屋外広告物の許可申請に係る手数料が必要となります。</p> <p>支払予定日：年度内4期支払（令和8年5月頃、8月頃、11月頃、令和9年2月頃）</p>
申込締切日	<p>ア 直接持参の場合：令和7年 10月3日（金） 15時</p> <p>イ 郵送の場合：令和7年 10月2日（木） &lt;必着&gt;</p>
選定基準	<p>原則、最も高い広告料金をご提示いただいた広告代理店を選定します。</p> <p>複数の代理店より最も高い広告料金をご提示いただいた場合、その代理店の中からくじにより選定します。くじを行う日時は改めてお知らせします。</p>
申込先	<p>財政局財産有効活用部財産活用課 担当：中島</p> <p>〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1</p> <p>Tel 092-711-4579 / Fax 092-711-4833</p> <p>メール zaisankatsuyou@city.fukuoka.lg.jp</p>
施設に関する 問合せ先	<p>南区総務部総務課 担当：吉原</p> <p>〒815-8501 福岡市南区塩原3-25-1</p> <p>Tel 092-559-5005 / Fax 092-561-2130</p> <p>メール somu.MWO@city.fukuoka.lg.jp</p>

◆位置図



◆掲出場所

